

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

奈半利町長 竹崎 和伸

市町村名 (市町村コード)	奈半利町 (39302)
地域名 (地域内農業集落名)	乙地区 (車瀬、中里、百石、樋ノ口、上長田、下長田、横町、港町、立町、東町、平松、弓場、東浜、法恩)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 年 月 日 (第 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、ビニールハウスによる施設園芸が盛んな地域だが、年々農業者の高齢化が進んでいる。
【施設園芸】農業者の平均年齢は56歳と比較的若く、後継者がいる農家も多い。
【水稲、露地野菜】農業者の平均年齢は70歳と高齢化が進んでおり、農業者の約7割が後継者がいない。
水稲、露地野菜の農業者の農地については、遊休農地の増加が懸念される。持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるには、担い手への集積・集約化、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。
【地域の基礎的データ】
主な作物:ナス・ピーマン・水稲・オクラ

(2) 地域における農業の将来の在り方

・地域の主要品目はナス・ピーマン・水稲であるため、施設園芸及び水稲を中心に農地を維持する。
・後継者がいない農業者の農地や遊休地を地域内外から新規就農者の確保、担い手農家に集積・集約化する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	76.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域を、農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・地域計画に基づき目標地図の作成により、農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者へ農委の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手への経営移行を踏まえ、段階的に集約する。
(3)基盤整備事業への取組方針
予定はなし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域の主要品目であるナス・ピーマン・水稻・オクラについて、生産の維持・拡大を図るため、新規就農者を確保する。そのためにJAや県などの関係機関と連携して相談体制を確立していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

⑦多面的機能支払交付金と連携し、適切な維持管理を行う。